

女性の活躍促進事業【愛知県】

地域の実情と課題

「あいち女性輝きカンパニー」の認証制度等を通じて、中小企業における女性活躍に向けた取組を促進し、認証企業数も増えているが、女性の活躍に向けた取組が進んでいるとは言えない状況であるため、更なる取組促進が課題となっている。

また、中小企業においては、出産後に働き続ける女性が多くないこと、さらには県内企業の女性管理職は全国平均より低いことから、今後の事業に反映させることが必要である。

事業の特徴

新たに「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられる企業の策定を支援し、「あいち女性輝きカンパニー」の認証基準を満たすよう援助するとともに、「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」と連携し、県施策活用の働きかけを行い、本県の女性の活躍を更に促進させる。

また、実際に管理職で活躍する女性の魅力を発信し、他社で活躍する女性と交流を持つ機会を提供することで、本県の管理的職業従事者に占める女性の割合を向上させる。

事業の効果

「女性の活躍プロモーションリーダー」と連携した取引先企業等に対する女性活躍に向けた働きかけ、女性の活躍促進に積極的に取り組む「あいち女性輝きカンパニー」認証企業である中小企業の取組事例や企業のトップからのメッセージ等の情報発信を通して、県内の中小企業における「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数は492社（令和3年4月1日現在）となり、中小企業における女性の活躍に向けた取組を促進することができた。（参考：令和2年4月1日時点：397社）

目的・目標

中小企業における女性の活躍に向けた取組を促進させる。

【数値目標】

- ・「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数 1,200社
→令和3年4月1日現在 736社（うち中小企業492社）

連携団体

○あいち女性の活躍促進会議（女性活躍促進法に定める協議会に位置づけ）

- ・事業の実施手法や方向性等について意見聴取等を行う。
- ・構成団体を通じた事業の周知、取組協力。

○経済5団体（愛知県経営者協会、愛知中小企業家同友会、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県中小企業団体中央会）を通じた事業の周知。

今後の課題

「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数は増加しているものの、県全体の中小企業数から見るとごくわずかにとどまっており、中小企業へのさらなる取組促進が課題となっている。

事業の概要

○女性の活躍プロモーション事業

愛知県では、平成30年度から、県が実施する女性の活躍促進の取組に協力いただける「あいち女性輝きカンパニー」認証企業に、「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」（以下、「PL」という。）を委嘱し、PLの取引先企業等への本県施策の周知等を図る事業を展開している。

令和2年度は、PLの委嘱を始めて3年目となることから、改めて女性活躍に必要な知識や制度等を周知し、同じ課題を持つPL同士が議論を深めるための課題別等の情報交換を行い、中小企業等に対する女性の活躍に向けた取組を促進するため、以下の事業を実施した。

○フォローアップ研修「あいち女性の活躍促進研修会」

PLやその取引先に対し、改めて女性活躍に必要な知識や制度等を周知するフォローアップ研修

・ 内容

①女性活躍推進のための外部講師研修

（株式会社Woomax 代表取締役 竹之内 幸子氏）

②女性活躍に係る現状・制度、PLの先進的な取組事例の紹介

・ 実施日等：令和3年2月22日（月）名古屋ガーデンパレス

・ 参加者：225名



【研修会の様子】



【あいち女性の活躍促進研修会チラシ】

○あいち女性の活躍プロモーションリーダー情報交換会

同じ課題を持つPL同士が議論を深めることができる情報交換会を開催

・ 実施日等：令和3年2月22日（月）名古屋ガーデンパレス

・ 参加者：30名（あいち女性の活躍プロモーションリーダー）

事業の概要

○女性の活躍中小企業行動計画策定支援事業

女性活躍推進法の改正に伴い、令和4年4月1日に「一般事業主行動計画」の策定義務等の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上から101人以上の企業に拡大されることから、周知を図るため、以下の事業を実施した。

○説明会「改正女性活躍推進法対策セミナー」の開催

女性活躍推進法改正を周知するための説明会

- ・実施日：令和3年1月22日（金）
- ・参加者：93名

(中小企業の経営者・人事
担当者等)

愛知県女性活躍推進法に基づく中小企業行動計画策定支援事業

改正女性活躍推進法 対策セミナー

～組織の飛躍のカギを握る“女性の活躍”～

女性活躍推進法の改正により、新たに一般事業主行動計画の策定義務対象となった中小企業を
支援し、愛知県内の企業の女性の活躍に向けた取組を促すセミナーを開催します。

日時	2021年11月22日(火) 13時～16:30(開場13:00)	会場	愛知県産業労働センター(ウィークあいち) 9階 902会議室、906会議室 (※2部会合) (住所)名古屋市中村区名駅4丁目4-138(旧名久美町駅前ビル内)
----	--------------------------------------	----	--

■参加対象者：企業経営者・人事担当者一般 ■主催：愛知県

【第1部】13:30～15:10 希望者は又又は体験に参加から選べる予定です。

- ◇基調講演

公益財団法人コンタクトリンク(株)
 執行役員 生涯就業
 推進部長兼事業企画課長兼本部常務員
矢島 洋子氏

公益財団法人コンタクトリンクは、2004年～2020年の間に約100社にわたる大企業と数多くの中小企業とが、専ら「従業員の働き方」について、「フューチャイノベーション」をテーマとした協働型「コンタクトリンク」を通じて、お互いに成長を遂げるという目的で、ワークシェアリングをはじめ「正社員シフト改革」「残業削減」など様々な取り組みを実施、独自のノウハウを開発しています。



◇改正女性活躍推進法の説明
◇愛知県の女性活躍促進施策の紹介

【第2部】15:20～16:30

- ◇個別相談会 希望者のみとなります

◆個別相談は「個人相談室」として、後援者として参加している関係機関より派生した個別相談です。
 ◆事前申し込みは不要ですが、1対1、顔合わせのみの実施となります。変更する場合は必ずご連絡ください。
 ◆相談料は1時間あたり1万円以内です。
 ◆相談ごとの重要事項については、事前予約をおこなうこと、事前に必要書類を持参してください。

お申込方法は愛知県のホームページにてご確認ください。

<http://www.aichi.go.jp/kourei/seisaku/kyosei.html>



問い合わせ先

改正女性活躍推進法対策セミナー事務局
(財)東海エデュケーション研究所
TEL 052-263-3361 受付時間：平日午前9時～午後5時

○一般事業主行動計画策定支援

中小企業（20社）への社会保険労務士等の専門家派遣により、一般事業主行動計画の策定・届け出、情報公表の支援や県施策活用の働きかけを実施

愛知県内の中小企業等(常時雇用する労働者の数30人以下)の事業主さまへ

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定のため、 専門家派遣を受け 中小企業を募集します！

支援内容

社会保険労務士等の専門家を派遣する支援(1社4回まで)

- 行動計画策定への助言・指導
- 策定した行動計画の提出
- 策定した行動計画の履行に関する助言・指導
- 就業後や退職後の接合の助言

受取期間

2020年9月から2021年2月まで

参加企業数

20社

参加費
税引後実額
無料

申込期間

2020年7月20日(月)までに、裏面の「参加申込書」をお送りください。

※支援企業は愛知県のWebサービスの募集要項にご案内いたします。

※募集要項に準じている。お申し込み後、お電話にて担当者より、お申し込みの状況が「企業を募集します」。

※募集要項は、訂正時に、ご確認下さい。なお、決定した参加希望者を募集するまでにご連絡させていただくことがあります。

お問い合わせ先

FAX又はメールにてお申し込みください。

FAX(受取先) 052-263-3556

Eメール aichi-koudoukaikaku@net-tokukai.co.jp

「女性の活躍に関する行動計画策定支援事業」事務局(株式会社愛知アドジェンシー内)

(平日午前9時から午後5時まで)

※本事業は、愛知県の委託を受け、株式会社愛知アドジェンシーが運営しています。

※本事業は女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定を支援するため、10人以上の事業主に参加いたします。これまで登録した県内であつた10人以上の法人の代表者等が、2020年6月までに「行動計画策定支援事業」の登録を完了する必要があるためです。

愛知労働局

○情報発信

県Webサイトを活用した一般
事業主行動計画策定支援企業
の課題・解決策等の情報発信

女性活躍推進法に基づく
行動計画の策定

雇用機会均等法に基づく
独立支援
(行動計画策定あり)

行動計画策定のポイント

経営・労働関係法
分野などへの活用

“女性活躍推進のための
行動計画策定支援”

中小企業の行動計画策定を
サポートします！

女性活躍推進法に基づく行動計画の概要

女性活躍推進法制定の背景

「お前は、働く女性の力だけで食ってきているとは思えない状況にあります。一方、急速な人口減少が消費を減ら。ニーズの多様化やグローバル化などを背景に、女性に対していくためには、人材の多様性が重要であり、新たな価値の創造、リスクリテラシーの涵養といった観点から、働く女性の活躍促進が求められています。」

行動計画の概要

※性別別投票区に基づき、国・地方公共団体の101人以上の企業等、以下の取組を実施しなければなりません。
※労働組合等が労働者の101人以上300人以下の企業等、2022年3月までは努力義務

④ 肉親の女性の子供に対する世帯援助・援助金等

【付録資料への記載内容】

◎ 熟地肉苁蓉

④ 商社の女性の活躍に関する意識の公表

屈出先等

- 變遷計畫的範圍（變遷前後的學區內以變遷對象校へ設置）
 變遷對象校はこころ

【県Webサイト】

URL:https://aichi.jyokatsu.jp/event/woman_katuyaku/woman_katuyaku.html

【説明会開催チラシ】

【専門家派遣支援チラシ募集チラシ】

事業の概要

○女性の活躍女性管理職比率向上推進事業

実際に管理職等として活躍している女性の魅力等を発信するとともに、他社で活躍する女性と交流を持つ機会を提供することで、ネットワークの構築を図るため、以下の事業を実施した。

○女性管理職の魅力を発信する冊子の作成

管理職として活躍している女性の仕事内容や管理職のメリット、企業の取組等を掲載した冊子(発行部数：12,000冊)を作成



○セミナー・座談会の開催

①座談会

他の中小企業等で管理職として活躍する女性との座談会

- ・実施日：令和3年1月19日(火)
- ・参加者：16名(管理職4名・女性社員12名)

②キャリアアップセミナー

女性社員向けに、自身のキャリアプランを主体的に考える機会を提供

- ・実施日：令和3年2月4日(木)
- ・参加者：67名(女性社員・人事担当者等)

③市町村職員を対象とした意識啓発セミナー

○女性職員向け

- ・実施日：令和2年10月7日(水)
- ・参加者：管理職として活躍が期待される女性職員
- ・参加者：73名

○人事担当者向け

- ・実施日：令和2年12月16日(水)
- ・参加者：市町村の人事担当職員
- ・参加者：29名

○女性管理職登用にに向けた取組支援

これから女性管理職登用に取り組む中小企業等に個別に専門家を派遣して、企業経営者の意識改革やセミナーの開催等、企業の要望に応じた内容で継続的に支援を実施することで、他の企業にも参考となる先進モデルを形成

- ・支援企業：3社



【取組モデル支援企業募集チラシ】